事務補佐員の募集（出入国在留管理庁）

令和８年１０月３０日

出入国在留管理庁では、以下の職員を募集しています。

１　業務内容

一般行政事務の補助的業務

（データ入力・補正事務、書類作成・整理及び電話対応・窓口業務等）

２　勤務場所

出入国在留管理庁

東京都新宿区四谷１－６－１四谷タワー

３　応募資格

・日本国籍を有する者

・高校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

・パソコン操作（Word・Excel 等）ができる者

・細かい事務作業に自信のある者

４　勤務日及び勤務時間

月曜日から金曜日（祝日を除く）

（１）８時３０分から１７時１５分（休憩時間１２時から１３時）

（２）９時００分から１７時４５分（休憩時間１２時から１３時）

（３）９時３０分から１８時１５分（休憩時間１２時から１３時）

上記（１）から（３）のいずれかの時間帯となります。また、状況に応じて勤務開始時間が変更となる場合があります。

５　雇用予定期間

令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで

※雇用期間満了後、業務の必要性等によっては、勤務成績が良好な場合等に、雇用期間更新の可能性があります。

６　休暇

人事院規則に基づき有給休暇・無給休暇を取得することができます。

７　給与等

日額　約１０，８４２円から約１３，９４２円（学歴等により決定）

また、在職期間等を考慮の上、賞与が支給されます。

そのほか交通費相当額を別途支給します（人事院規則等の定めに基づき算定）。

８　社会保険・災害補償

（１）健康保険、厚生年金保険

新規採用の場合、法務省共済組合（国家公務員共済組合）の短期組合員として短期給付（健康保険）が適用され、短期掛金（４０歳以上の場合は介護掛金も含む）、厚生年金保険料を徴収されます。それ以降、再採用された場合で一定の条件を満たしたときには、法務省共済組合（国家公務員共済組合）の長期組合員として社会保険の適用を受けます。

（２）雇用保険

雇用保険の加入となります。

※一定の条件を満たして勤務した場合、国家公務員退職手当法が適用され、雇用保険の加入を外れます。

（３）災害補償

公務・通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償法による補償を受けることができます。このため、労災保険には加入しません。

９　応募方法

下記１３の連絡先まで、履歴書（顔写真貼付）及び職務経歴書各１通を送付してください。

１０　応募締切日

令和８年１１月１３日（金）（必要書類必着）

１１　選考方法

（１）１次選考

書類選考

※１１月１９日（木）頃までに通過者にのみ電話連絡します。

（２）２次選考

面接試験（令和８年１１月２４日（火）を予定）

１２　募集人数

１名

１３　連絡先

〒100-8973　東京都千代田区霞が関１－１－１
出入国在留管理庁総務課人事係
０４５－３７０－９７５５（内線６８４３）
（平日９時３０分から１８時１５分まで）

１４　その他

履歴書については、市販の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

応募書類の持ち込みは受け付けておりません。（郵送のみ）

送付いただいた応募書類は、返送いたしません。

なお、応募により取得した個人情報は、事務補佐員採用手続事務の目的以外に利用することはありません。